

# 業務指示書

## ネパール国シンズリ道路震災復旧計画準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月24日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月29日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

### 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）  
であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

### 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：斜面対策に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／斜面対策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：斜面対策工に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 構造物解析・設計（斜面対策）】

1) 類似業務の経験：構造物解析・設計に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 構造物解析・設計（補強土壁）】

- 1) 類似業務の経験：構造物解析・設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月2日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
  - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
  - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）  
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(NPR1 = 1.10333 円, US\$1 = 111.313 円, EUR1 = 121.453 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法 :

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

#### a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

#### b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

#### c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

### 第9 プロポーザルの評価

#### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

##### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括／斜面対策工
- 構造物解析・設計（斜面対策）
- 構造物解析・設計（補強土壁）

##### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.04 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

##### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

##### (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月19日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

#### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の業務及び財の調達から排除されます。

- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ネパール国シンズリ道路震災復旧計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／斜面対策工	(30.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	8.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(3.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	3.00
(2) 業務従事者の経験・能力：構造物解析・設計(斜面対策)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：構造物解析・設計(補強土壁)	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	



## **第2 業務の目的・内容に関する事項**

### **1. プロジェクトの背景**

シンズリ道路（総延長距離 160 キロ）はネパールの首都カトマンズと南部テライ平原を断絶する 2,000 メートル級の山々からなるマハバラット山脈を横断しカトマンズと東テライ地域を結ぶミッドヒル・ハイウェイの一部をなす山岳道路である。この道路は、我が国無償資金協力により、1995 年に建設が開始され、2015 年 3 月に完工した。完工後の 2015 年 6 月時点では、シンズリ道路の交通量は平均 4,297 台／日と、2011 年の 1,764 台／日から大幅に増加しており、また走行時間は 9 時間から 4 時間に短縮するなど、カトマンズと東テライ地域との間の人と物の移動を支える当国にとっての重要な路線となっている。

シンズリ道路完工直後の 2015 年 4 月 25 日に設計上の想定を上回るマグニチュード 7.8 のネパール地震が発生し、本道路は適切な維持管理がなされていても関わらず、道路の沈下、亀裂、斜面の一部崩壊等 24箇所が想定外の被害を受けたことが確認されている。JICA では、震災後 2015 年 6 月から優先度の高い 12 篇所につき応急復旧工事を支援し、当面の通行に支障を生じさせないよう対策を講じたが、応急復旧は一時的な防水対策や仮設の迂回路の建設等であり、復旧に向けた本格対策なしでは、継続的な豪雨等により浸食がすすみ、早ければ今後数年で道路が崩落する危険性がある。シンズリ道路の被害箇所の本格的な復旧を実施するため、当国政府より我が国に対し「シンズリ道路震災復旧計画」（以下「本事業」という。）の要請が行われた。

本業務は以上を踏まえ、要請案件の必要性および妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

### **2. プロジェクトの概要**

#### **(1) プロジェクト目標**

「シンズリ道路震災復旧計画」（以下、本事業という。）は、ネパール地震で被害を受けたシンズリ道路の復旧工事を実施することにより、道路利用者の通行の安全を図り、もって社会経済の発展に寄与するもの。

#### **(2) プロジェクトの成果**

ネパール地震で被害を受けたシンズリ道路の復旧工事を実施する。

#### **(3) プロジェクトの概要**

ネパール地震で被害を受けたシンズリ道路の損傷箇所の復旧

#### **(4) 対象地域**

整備対象道路：シンズリ道路

#### **(5) 関係官庁・機関**

公共事業運輸省道路局 (Department of Roads, Ministry of Physical

## Infrastructure and Transport)

### (6) 我が国の援助活動

#### 《シンズリ道路関連》

- ・「シンズリ道路建設設計画（第一工区）」（1995～1997年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第四工区）1/2期」（1997～1999年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第四工区）2/2期」（1999～2001年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第四工区）緊急復旧計画」（2003年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第二工区）1/3期」（2000～2002年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第二工区）2/3期」（2001～2004年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第二工区）3/3期」（2005年～2009年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第三工区）詳細設計」（2009年）
- ・「シンズリ道路建設設計画（第三工区）1/2期」（2010年～2015年）
- ・「コミュニティ交通改善計画」（2009年）
- ・「シンズリ道路維持管理能力強化プロジェクト」（2011年～2016年）

#### 《その他の道路・橋梁案件》

- ・「新バグマティ橋建設設計画」（1993～95年）
- ・「カトマンズ市交差点改良計画」（2000～02年）
- ・「カトマンズーバクタプール間道路改修計画」（2007年～2011年）

### (7) 他ドナー等の援助活動

世界銀行がポカラ以西のミッドヒル・ハイウェイや地方道路・橋梁改修等を、アジア開発銀行がインドへ接続するビルガンジ周辺の幹線道路改修等を支援している。当国道路セクターにおける支援は、世界銀行、アフリカ開発銀行、EU、中国、韓国、アラブ系基金等が支援を行っている。

## 3. 業務の目的

施設・機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

## 4. 業務の範囲

本業務は、ネパールで実施する「シンズリ道路震災復旧計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがネパール側とで合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。本指示書を踏まえた上で、コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案することを認める。

#### (2) 現地調査の実施方法

本調査は、我が国無償資金協力での事業実施を考慮した場合の、報告書案の作成および先方政府への説明に必要な調査、協議、情報収集を行うためのものであり、計3回の現地調査を予定している。なお、各調査にはJICA団員も参加予定である。

- 第1回現地調査：2015年5月に発生した地震により損傷を受けた箇所（24箇所）に関し、詳細な損傷状況および損傷メカニズムの把握並びに復旧工事実施箇所（以下、対象箇所）の案を策定する。
- 第2回現地調査：第1回現地調査結果を踏まえ作成される本事業の計画を記載したインテリム・レポートに関し協議し合意を得た後、これに基づく概略設計・積算の実施、報告書案の作成等に必要な調査・協議・情報収集を行う。
- 第3回現地調査：先方政府に対して報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

#### (3) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分にJICAと協議すること。

なお、特に以下の3つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

##### ① 第一回現地調査帰国時（第一回現地調査）

現地調査結果を記述した「第一回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画の方向性を協議、確認する。

##### ② 第二回現地調査帰国時（第二回現地調査）

第一回現地調査の結果を踏まえ実施される第二回現地調査結果を記述した「第二回現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画の方向性を協議、確認する。

##### ③ 報告書案説明調査派遣前（第三回現地調査）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

#### (4) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用等

本事業の必要性・妥当性の検証等にあたっては、本事業対象地域にて実施

された過去の案件や他国での類似事業の報告書等を確認し、留意点や教訓を踏まえ、報告書に反映させるものとする。

#### (5) 事業効果に影響を与える関連事業の確認

2. (7) に記載したとおり、カトマンズ盆地からインドに抜けるルートについては、他ドナーによる支援が確認されている。これらは本事業の事業効果に影響を与えるとみられることから、事業計画の策定に当たってはこれら関連事業の確認を行うこと。

#### (6) ネパール側実施体制の確認

現在の実施機関の実施体制（責任者、人員体制など）に加え財政状況、技術力（点検、補修などの維持管理能力、施工技術、保有機材など）を確認する。

#### (7) 損傷箇所のメカニズムの把握

2015年5月にJICAが実施した調査により確認された24箇所の損傷部分（要請のあった12箇所を含む）を対象とし、損傷状況の竣工時の図面等と比較や安定計算等の数値解析、動態観測、自然条件の調査により、各損傷箇所にかかる損傷メカニズムを分析する。またJICAが人選する日本国内の有識者との意見交換により分析の妥当性を確認する。なお、現在有識者としては、土木研究所や国土技術政策総合研究所、大学等に所属する研究者を想定している。2017年6月に実施予定であるフォローアップ協力の結果についても活用する。

#### (8) 対象箇所の選定

上記(7)を踏まえ、本格復旧の必要性、緊急性、先方政府の技術力、復旧にかかる費用等を総合的に鑑み損傷箇所の優先順位づけを行った上で、無償資金協力による復旧工事の対象として適切な箇所（以下、「対象箇所」）を選定し、先方政府と合意する。

#### (9) 対策工法の検討

各対象箇所の損傷メカニズムを踏まえ、各対象箇所において本事業で実施する対策工法の比較検討により最適な対策工を検討する。対策工にかかる維持管理の必要性についても確認し、必要である場合は、その手法、頻度、費用についても確認する。また上記(7)と同様にJICAが人選する日本国内の有識者と、選択された対策工の効率性、有効性、妥当性の確認を行う。

#### (10) 事業計画・設計・施工計画策定にあたり留意すべき事項

##### ① 調達情報

プロジェクト実施時の調達に係る情報を収集する。特に以下の点は十分確認する。

ア. ネパールにおける建設業者による対策工にかかる実績の有無を確認し、技術水準を確認する。

イ. 資機材、建設機械の流通事情を確認する。特に、対策工で使用すること

が想定される工業製品（アンカーボルト、ジオテキスタイル等）については、現地調達の可否についても検討する。

## ② 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）（以下、JICA環境ガイドライン（2010年4月））に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、環境カテゴリーBに分類される。重要な環境社会配慮項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。また用地取得、住民移転が想定される場合は、住民移転計画の策定支援を行う。

## ③ 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA建設工事等安全管理ガイドランス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイドランス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、ネパール国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所からネパール国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドランスの安全施工技術指針及び収集したネパール国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりネパール国その他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてネパール国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。なお、施工時の工事安全対策に関する情報はJICA事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点でJICA事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報についてJICA事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ずJICA事務所に報告を行う。

### （11）情報通信技術（ICT）の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用を検討する。

### （12）その他

#### ① 成果指標

通行制限箇所の減少等、本事業により期待される成果を定量的指標として示すことができるよう検討する。

#### ② 相手国側負担事業の概要

無償資金協力として事業を実施する際の相手国政府の免税措置等税金の取扱を確認・整理する。また、相手国側負担事項（交通規制、用地取得、各種建設許可の取得等）については、予算、人員、技術力、工程を含め、実施可能であることを確認した上で、相手国側負担事項の各項目を誰が、いつまでに実施する必要があるのか明記した表を作成し整理する。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。

### (2) インセプション・レポートの説明・協議

第一次現地調査において、JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、合わせて、質問票の配布、回収及び分析を行う。

### (3) プロジェクトの背景・経緯の確認

ネパールにおける道路整備事業に係る上位計画を確認し、シンズリ道路の位置づけを踏まえ本事業の意義を確認し、本プロジェクトの背景・経緯として整理する。

### (4) プロジェクトの実施体制の確認

実施機関である公共事業運輸省道路局（以下、「DOR」という）の「実施体制（責任者、人員体制など）」、「財政状況」、「技術力（点検、補修などの維持管理能力、施工技術、保有機材など）」、「権限」を確認する。特に、本事業の対象外として整理された損傷箇所については DOR による復旧が必要になるため、人員、技術力、予算等につき、どの程度先方が対応可能であるかを十分検討する。

### (5) 法令や基準、設計・施工条件の確認

本事業に関連する法令・基準・設計条件を確認する。施工計画・積算の必要制度を確保するため、先方政府関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止めおよび交通規制、ユーティリティの移設の可否など）を確認・整理する。

### (6) 損傷状況、損傷メカニズムの把握

#### ① 基礎資料の収集

先方政府の実施機関より竣工図面などの本調査を実施する上で必要となるシンズリ道路に関する基礎的な資料を収集する。

#### ② 地震による損傷箇所の確認

ネパール政府より要請のあった 12 箇所の損傷のみでなく、2015 年 5 月に JICA が実施した調査により確認された 24 箇所の損傷部分（要請されている 12 箇所を含む）についても調査の対象に含めることとする。また、第一次現地調査開始時に全線を車両等により踏査し損傷が発見された場合は、その箇所も調査対象に含めるか否かを JICA とコンサルタントで検討する。なお上記 24 箇所には、2017 年 2 月に発生した崩落箇所 (STA. 2+950) が含まれ

ている。実施機関による応急復旧が計画されており 2017 年 7 月までには竣工予定である。この箇所については、他の箇所と同様に本調査の調査対象として含めることとし、応急復旧後の状況を確認し、対策工の要否を検討することとする。

③ 損傷状況の把握・モニタリング

損傷状況を施工時の図面等と比較することにより詳細に把握する。特に、路面の変状や基礎のズレなどがないかを確認する。(2017 年 2 月に STA. 2+950 で発生した崩落箇所については、設計が大きく変更となっているため復旧工事の際に実施機関が作成した竣工図面を利用する。) また、2017 年 7 月上旬から 8 月下旬にかけ雨期における損傷箇所の路面や基礎の変状、クラック、変位などの進行状況、斜面状況等をモニタリングする。併せて現地の植生、地質等、損傷に影響を与える自然条件についても可能な限り情報を収集する。

④ 損傷メカニズムの把握

上記(6)①～④を踏まえ、損傷箇所にかかる損傷メカニズムを分析する。その際に、可能な限り、滑動や転倒に対する安定計算等の数値解析を実施することにより定量的に損傷のメカニズムを解析することとする。また、損傷箇所に対し、対策工が実施されない場合に想定される影響についても併せて分析する。また 2017 年 6 月に実施予定であるフォローアップ協力の結果についても活用すること。

⑤ 先方政府への説明

調査完了後、調査結果を先方政府に説明する。

(7) 対象箇所の選定と先方政府との合意

① 有識者との意見交換

日本国内の有識者との意見交換を行い、第 3 者の視点から損傷メカニズムの分析の正確性や対象箇所選定に関する意見交換を実施する。

② 対象箇所の優先順位づけ

損傷メカニズムの分析結果を踏まえ、本格復旧の必要性、緊急性、先方政府の技術力、復旧にかかる費用等を総合的に鑑み損傷箇所の優先順位付けを行う。

③ 対象箇所の選定

優先順位を踏まえ、本事業による復旧工事の対象箇所を選定する。また、相手国実施機関と本事業の対象外となった箇所の対応についても協議し、対象箇所と併せてミニッツにて合意する。

④ インテリム・レポートの作成・協議

既存の関連資料・情報・データおよび本調査で得られたデータを整理し、現時点でのプロジェクト実施に関する基本方針、対象箇所と対策工(案)、実施体制、現時点での事業費の概算、先方負担事項を検討し、インテリム・レポートを作成し、相手国実施機関に説明し、合意を得る。

(8) 対策工法の選定

① 対策工法の比較検討

各対象箇所における対策工法の比較検討を行う。この際、対象箇所以外の地

点と比較し過剰な性能とならないよう、可能な範囲で安定計算等の数値解析等により、当初設計時の要求水準を満たすよう設計することに留意する。また対策工にかかる維持管理の方法、頻度、費用についても確認する。

② 有識者との意見交換

対策工法の比較検討結果や対象箇所の損傷メカニズムを踏まえ、選択された対策工法の妥当性を第3者から確認を行うため、日本国内の有識者との間で、選択された対策工の効率性、有効性、妥当性の確認を行う。

(9) 調達事情調査（現地調達、第三国調達）

本事業で必要となる資機材（ジオテキスタイル、ロックアンカー、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報をを集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

(10) 事業の維持管理計画

事業完了後に維持管理方法を技術移転する必要がある場合は、本調査と並行して実施を計画している「シンズリ道路維持管理運営強化プロジェクト フェーズ2」にて対応することも検討するため、維持管理に関する必要事項・留意事項等をまとめる。なお、ソフトコンポーネントについては本事業では基本的には検討しない。

(11) サイト状況調査

① 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、各対象箇所において、別紙1に示す自然条件調査を行う。自然条件とは、気温、降雨量などの他、地下水の状況、及び問題土の性状の把握も含まれる。地下水や問題土については、構造に影響を与える地下水や問題土の存在を現地調査、テストピット、必要に応じてボーリング調査および採取した試料の各種試験などで把握し、可能な範囲で適切な対策を提案する。ただし、地下水の挙動を完全に把握することは難しいため、工事中のモニタリングの必要性と追加費用についても検討を行う。本件については、現地再委託にて実施することを認めることとし、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

## ② 交通量調査と将来交通量推定

シンズリ道路の交通状況を把握するとともに、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる基礎データを整理するため、既存の交通情報・データ入手するとともに、適切な交通量調査を実施する。調査対象は、自動車（車種別）だけではなく、二輪車、歩行者についても必要に応じて調査するものとする。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、コンサルタントがプロポーザルで提案すること。なお、本調査は現地再委託又は調査補助員の活用を認める。

## (12) 事業内容の計画策定

上記調査、JICAとの協議及び「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」（2015年4月）（以下「報告書ガイドライン」）を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下「設計・積算マニュアル」）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

### 1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地調達事情、整備後の維持管理等についての対応方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

### 2) 基本計画（施設の基本的仕様）

上記を踏まえ、無償資金協力プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

### 3) 概略設計図

### 4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分（先方負担工事との区分）
- ・施工監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・仮設計画
- ・実施工程

施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。本道路はネパールの物流において重要な役割を担っていることから施工中も可能な限り既存交通を阻害しないよう施工による影響を最小限にとどめるような施工計画を検討する。

計画策定については、ネパール側関係機関にも十分に説明、協議し、同機関の合意を得つつ進めることとし、計画検討の内容が一方的な提案とならないよう十分な合意形成を行いつつ、実現可能な内容となるよう留意する。施工監理計画では、概略設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法（安全、品質、工程管理（含む工事品質管理会議））等を記載する。

#### (13) 相手国側負担事項の確認

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

#### (14) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地JICA事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点でJICA事務所と協議し、JICA事務所が有する情報の確認と情報アップデートについてJICA事務所と合意する。調査終了時には必ずJICA事務所へ報告する。

なお調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。

#### (15) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

また、積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル補完編（土木分野）（2016年4月）」を参照して積算を行う。

積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算にあたっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出にあたっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

## (16) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - ア) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等
  - イ) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - ウ) 関係機関の役割
- ③ スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- ⑥ 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- ⑦ 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化
- ⑨ ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

また「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑫のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- ① 用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段

を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等の必要性

- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

#### (17) ジェンダー配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、効果発現におけるジェンダーの視点を入れた検討を行う。また、利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

#### (18) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策(リスクの管理や軽減策)を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (19) プロジェクトの評価

事業の評価は、DAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性について分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、①通行制限(箇所)、②走

行速度、③交通量、④旅客数・貨物量を想定しているが、定量的効果について他に提案があればプロポーザルに記述するとともに、効果測定のためのベースライン調査（現地再委託も含む）が必要な場合は、調査方法、調査対象地、所要概算額も含めて提案する。ただし、その実施は、JICAとの協議の上で判断するため、本調査の見積りへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

準備調査報告書（案）をネパール政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり、懸念となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(23) 準備調査報告書等の作成

ネパール政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、成果品等を作成する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明会

JICAは、DOD調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち本契約の最終成果品は（7）から（11）とする。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2017年7月上旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2017年7月上旬	和文8部 英文10部

(3) 第一次現地調査結果概要	2017年8月下旬	和文8部
(4) インテリム・レポート	2017年9月下旬	和文8部
(5) 第二次現地調査結果概要	2017年11月旬	和文8部
(6) 準備調査報告書（案）	2018年4月上旬	和文8部 英文10部
(7) 概要資料(完成予想図を含む)	2018年5月上旬	和文1部及びCD-R1枚
(8) 概略事業費（無償）積算内訳書	2018年7月上旬	和文2部
(9) 準備調査報告書(完成予想図、進捗報告書初版および免税シートを含む)	2018年7月上旬	和文（製本版）8部及び CD-R1枚 英文（製本版）10部及び CD-R1枚 先行公開版 和文（簡易製本版）2部及びCD-R1枚
(10) デジタル画像集	2018年7月上旬	CD-R2枚 (デジタル画像40枚程度)
(11) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	2018年7月上旬	英文3部
(12) 免税シート	2018年7月上旬	和文2部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (8) については設計・積算マニュアルの補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2014年11月）を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

### **第3 業務実施上の条件**

#### **1. 業務工程計画**

2017年7月上旬より第1回現地調査を行い、2017年9月下旬に第2回現地調査、その後積算等の国内解析（積算審査期間含む）を行い、2018年4月下旬に第3回現地調査（概略設計概要説明）を実施することを想定する。同年5月上旬までに概要資料、2018年7月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

業務内容を考慮のうえ、より適切な工程計画がある場合、プロポーザルにて提案すること。

#### **2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）**

##### **(1) 業務量の目途**

約 25.42 M/M

##### **(2) 業務従事者の構成（案）**

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な業務従事者構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任/斜面対策工(2号)
- 2) 構造物解析・設計（斜面対策）(3号)
- 3) 構造物解析・設計（補強土壁）(3号)
- 4) 構造物点検
- 5) 自然条件調査
- 6) 環境社会配慮
- 7) 施工計画/調達事情/積算

#### **3. 参考資料**

以下の資料を配布資料とし、連絡先は以下のとおりとする。

- ・無償資金協力要請書
- ・全損傷箇所の概要資料

※連絡先：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ（担当：近藤）  
(TEL:03-5226-3194)

#### **4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）**

JICAからの調査参加については以下のとおり想定している。

##### **(1) 第一回現地調査**

- 1) 団員構成：総括  
　　計画管理
- 2) 調査行程：約15日間
- 3) 目的：

損傷メカニズムの解析を行い、結果を先方政府に説明する。

## (2) 第二回現地調査

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 調査行程：約 15 日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## (3) 第三回現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括

　　計画管理

2) 調査行程：約 10 日間

3) 目的：

準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

## 5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していないが、現地調査に機材が必要な場合は、プロポーザルに記載するとともに見積に含めること。

## 6. 現地再委託

以下の項目については、再委託の内容についてプロポーザルにて提案した上で、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・ＮＧＯ等に再委託して実施することを認める。

(ア) 地形測量

(イ) 地質調査

(ウ) 環境社会配慮関連調査

(エ) 交通量調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（2012年4月）に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

また、現地再委託にかかる費用については見積もりに含めること。

## 7. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施

も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

- (1) 交通量調査の実施または補助、データ整理、分析
- (2) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、資料収集等

## **8. その他留意事項**

### **(1) 無償資金協力事業の実施体制**

本計画の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」(2017 年 4 月) の様式－2 および様式－3 を準用した表を添付する。

### **(2) 業務主任の総括団員への同行**

現地調査に関し、業務主任は総括団員の滞在期間中に原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動にて調査実施することを妨げない。

### **(3) 安全管理**

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等については同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

### **(4) 不正腐敗の防止**

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

### **(5) 複数年度契約**

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は不要ない。

以上

ネパール「シンズリ道路震災復旧計画」に係る  
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な設計・積算精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然状況を的確に把握するもので、これにより対象施設・整備の適切な構造及び規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。

また、本事業により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資するとともに、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。その場合は、プロポーザルにてその旨を記載すること。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：無償資金協力による復旧工事の対象として適切な箇所（以下「対象箇所」）に対して対策工法の計画を検討するために必要な情報を把握する。

調査内容：平板測量、水準測量等

成果品：地形平面図、横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

(2) 地質調査

調査目的：対策工法の検討に必要な情報を把握する。

調査内容：ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR 試験、骨材材料試験等

成果品：試験結果、調査結果等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）